

ICT・コンテンツ産業振興の考え方について

1 ICT・コンテンツ産業振興の考え方

新しい中野をつくる10か年計画(第2次)で区内経済のけん引役と位置づけているICT・コンテンツ産業の振興に当たっては、当該産業を始め区内の商工団体や大学など産学公が連携し一体となって取り組むことが必要かつ効果的である。

このため、ICT・コンテンツ産業の振興策やこれに係る産学公連携のあり方などについて、区内商工団体やICT・コンテンツ企業、大学等が協議、共有等を図る場として(仮称)中野区ICT・コンテンツ産業振興協議会(以下「振興協議会」という)を設立し、相互の連携・協力関係を構築・拡充しながら取り組んでいくこととする。

区は、振興協議会からの提言等を受けて、ICT・コンテンツ産業の振興策の具体化等を進めていくものとする。

2 (仮称)中野区ICT・コンテンツ産業振興協議会

区内のICT・コンテンツ産業の集積・創出等について、産学公が連携・協調して取り組んでいくため、ICT・コンテンツ産業の振興策や産学公連携のあり方などについて協議・共有等を図る場とする。

●主な所掌事項

- ・ICT・コンテンツ産業の振興策等についての協議・提案
- ・ICT・コンテンツ産業による区内経済全体の活性化策についての協議・提案
- ・ICT・コンテンツ産業振興に向けた産学公連携のあり方等の協議・提案(等)

(例)産業振興拠点の活用・運営に係る枠組み構想等の協議・提案

(活用事業者の検討、事業計画等の確認、活動等への助言・支援等)

●構成団体

区内商工団体、区内金融機関の団体、区内大学等教育機関、(仮称)NPO法人中野コンテンツネットワーク協会、学識経験者、区(事務局)

3 産業振興拠点の開設

(1) 活用方針

区は、区内のICT・コンテンツ産業の集積・創出等の促進を図る拠点として産業振興拠点を開設する。この活用に当たっては、区内のICT・コンテンツ企業等

が自ら産業振興等を担い進めていけるよう、当該企業等が連携・協働する組織（事業共同体）を立上げ、その活動拠点とする。

これによって、区内のICT・コンテンツ企業を中心としつつ区内外の企業や他産業、教育・研究機関等との間で、新規事業の立上げや事業アイデアの実業化等、ICT・コンテンツ産業のビジネス拡大や区内経済の活性化を促進していく。

(2) 施設の活用の仕方

拠点施設については、事業共同体の事務所や活動スペースに使用するほか、事業共同体の参加企業等を始めICT・コンテンツ関連企業への一部転貸を認める。

(3) 事業共同体（活用事業者）の組成

区内ICT・コンテンツ企業を中心に、参加希望企業等を公募する。

振興協議会の検討を経て、区が参加企業等を選定する。

選定された企業等で、事業共同体を結成する。

事業共同体は、振興協議会の示す枠組み構想等に基づき、事業計画等を策定する。

●募集対象企業等

- ・区内のICT・コンテンツ企業
- ・区内のICT・コンテンツに係る教育・研究機関
- ・区内の金融機関

●事業想定

- ・ICTやコンテンツに関する商品開発や事業モデルの構築等
- ・ICT・コンテンツに係る企業連携や共同プロジェクト、業務提携等の仲介、コンサルタント業務
- ・産学公等の連携によるICT・コンテンツに係る研究開発事業
- ・ICT・コンテンツに係る情報の収集・提供事業
- ・ICT・コンテンツ企業等の業務スペースの提供事業
- ・ICT・コンテンツに係る人材の確保育成、普及啓発等の企画運営、請負（等）

●収入想定

- ・参加企業の負担金、事業収入、転貸テナント賃料（等）

4 スケジュール目途

平成24年7月	振興協議会の設立
8月	事業共同体の枠組み等の決定 参加企業等の公募
11月	応募締切り、選定
25年1月	事業共同体の結成 賃貸借契約の締結
4月	産業振興拠点のオープン